

半田市と常滑市の病院経営統合に関する実施協定書の変更に関する協定書

半田市長と常滑市長は、令和3年2月16日に締結した「半田市と常滑市の病院経営統合に関する実施協定書」の一部を、次のとおり改正する。

第4条第2号を、次のとおり改める。

(2) 現半田病院の土地及び建物は半田市に無償で所管換えし、現半田病院に係る解体関係費（土壌改良費等を含む。）は半田市負担とする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年1月20日

半田市長 久 世 孝 宏



常滑市長 伊 藤 辰 矢

